



三重県公報

平成23年12月27日 (火)

号 外

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	条 例		
46	三重県職員の退職手当の額の特例に関する条例	(人 材 政 策 室)	5
47	地方独立行政法人三重県立総合医療センターに係る重要な財産を定める条例	(医 療 政 策 室)	7
48	地方独立行政法人三重県立総合医療センターへの職員の引継ぎに関する条例	(同)	8
49	地方独立行政法人三重県立総合医療センターの設立に伴う関係条例の整備に関する条例	(同)	9
50	森林づくりに関する税検討委員会条例	(自 然 環 境 室)	14
51	三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例	(人 材 政 策 室)	16
52	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	(福 利 厚 生 室)	17
53	三重県森林整備地域活動支援事業基金条例の一部を改正する条例	(森 林 ・ 林 業 経 営 室)	18
54	三重県土地開発基金条例の一部を改正する条例	(管 財 室)	19
55	三重県県税条例及び三重県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例	(税 務 政 策 室)	20
56	三重県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	(長 寿 社 会 室)	23
57	三重県医師修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例	(医 療 政 策 室)	24
58	三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例	(水 質 改 善 室)	25
59	公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	(教 育 委 員 会)	26
60	三重県立特別支援学校条例の一部を改正する条例	(同)	27
61	企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	(企 業 庁)	28
62	三重県病院事業庁助産師及び看護師修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例	(病 院 事 業 庁)	29
63	病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	(同)	31

公布された条例のあらまし

- ◎ 三重県職員の退職手当の額の特例に関する条例（条例第 46 号）
 - 1 県立志摩病院への指定管理者制度導入に伴い、指定管理者に雇用されるために退職する職員の退職手当の額を特例的に措置するため、規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

- ◎ 地方独立行政法人三重県立総合医療センターに係る重要な財産を定める条例（条例第 47 号）
 - 1 地方独立行政法人三重県立総合医療センターの設立に伴い、地方独立行政法人法第 44 条第 1 項に規定する重要な財産を定めることとしました。
 - 2 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行することとしました。

- ◎ 地方独立行政法人三重県立総合医療センターへの職員の引継ぎに関する条例（条例第 48 号）
 - 1 地方独立行政法人三重県立総合医療センターの設立に伴い、地方独立行政法人法第 59 条第 1 項に規定する職員の引継ぎの対象となる県の内部組織を定めることとしました。
 - 2 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行することとしました。

- ◎ 地方独立行政法人三重県立総合医療センターの設立に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第 49 号）
 - 1 地方独立行政法人三重県立総合医療センターの設立に伴い、関係条例の規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行することとしました。

- ◎ 森林づくりに関する税検討委員会条例（条例第 50 号）
 - 1 県内における平成 23 年台風第 12 号等による災害の発生を踏まえ、県民の安全で安心な暮らしを確保する上で、山地災害の防止、水源の涵かん養、地球温暖化の防止等森林の公益的機能の果たしている役割は重要であり、その恩恵は広く社会全体が享受していることに鑑み、災害に強い森林づくり、森林環境教育の振興、森林づくりへの県民の参画等を推進する必要があることから、森林づくりに関する税の在り方、使途等について調査審議するため、森林づくりに関する税検討委員会を設置することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行し、施行の日から起算して 1 年を経過した日に、その効力を失うこととしました。

- ◎ 三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（条例第 51 号）
 - 1 地方独立行政法人三重県立総合医療センターの設立及び国家公務員等退職手当法施行令の一部改正に鑑み、規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日（一部公布の日）から施行することとしました。

- ◎ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（条例第 52 号）
 - 1 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律による障害者自立支援法の一部改正に伴い、規定を整理することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日（一部平成 24 年 4 月 1 日）から施行することとしました。

- ◎ 三重県森林整備地域活動支援事業基金条例の一部を改正する条例（条例第 53 号）
 - 1 森林法の一部改正に伴い、基金の設置についての規定を整備するとともに、国庫に返納する事由が生じた場合に基金を処分することができるよう規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日（一部平成 24 年 4 月 1 日）から施行することとしました。

- ◎ 三重県土地開発基金条例の一部を改正する条例（条例第 54 号）
- 1 財政上特に必要があるときは、三重県土地開発基金の一部を処分することができるよう規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 三重県県税条例及び三重県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（条例第 55 号）
- 1 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律による地方税法の一部改正、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の制定及び地方税法の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に鑑み、個人の県民税、不動産取得税、県たばこ税、産業廃棄物税等についての規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日（一部平成 25 年 1 月 1 日、平成 25 年 4 月 1 日）から施行することとしました。
- ◎ 三重県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第 56 号）
- 1 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による介護保険法の一部改正に伴い、三重県介護保険財政安定化基金を処分することができるよう規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県医師修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第 57 号）
- 1 県内の救急医療機関等で勤務する医師を確保するため、医師修学資金の返還免除についての規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例（条例第 58 号）
- 1 民法等の一部を改正する法律による民法の一部改正に伴い、浄化槽保守点検業者の登録の拒否に関する規定を整理することとしました。
 - 2 この条例は、規則で定める日から施行することとしました。
- ◎ 公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（条例第 59 号）
- 1 地方独立行政法人三重県立総合医療センターの設立及び国家公務員等退職手当法施行令の一部改正に鑑み、規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日（一部公布の日）から施行することとしました。
- ◎ 三重県立特別支援学校条例の一部を改正する条例（条例第 60 号）
- 1 県立特別支援学校に在籍している児童及び生徒の増加に伴い、県立特別支援学校の規模及び配置の適正化を図るため、新たに特別支援学校を設置することとしました。
 - 2 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第 61 号）
- 1 人事委員会の議会及び知事に対する平成 23 年 11 月 1 日付けの給与改定に関する勧告に鑑み、住居手当の規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県病院事業庁助産師及び看護師修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第 62 号）
- 1 県立病院の地方独立行政法人化及び指定管理者制度の導入等に鑑み、助産師及び看護師修学資金の返還免除に関する規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日（一部公布の日）から施行することとしました。

- ◎ 病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第 63 号）
- 1 人事委員会の議会及び知事に対する平成 23 年 11 月 1 日付けの給与改定に関する勧告に鑑み、住居手当の規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行することとしました。

三重県職員の退職手当の額の特例に関する条例をここに公布します。

平成二十三年十二月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第四十六号

三重県職員の退職手当の額の特例に関する条例

(特別の勲賞を受けて退職した場合の退職手当の基本額)

第一条 三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号。以下「退職手当条例」という。)第二条に規定する職員のうち、平成二十四年三月三十一日までにその者の非違によることなく特別の勲賞を受けて同日に退職した者であつて知事の承認を得たものに対する退職手当条例第二条の四に規定する退職手当の基本額は、退職手当条例第三条から第五条の三まで及び第六条から第六條の三までの規定にかかわらず、退職日給料月額(退職手当条例第四条第一項に規定する退職日給料月額をいう。以下同じ。)及び次条に規定する額(同条において「加算額」という。)の合計額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合(三十五年を超える期間勤続して退職した者にあつては、その者の勤続期間を三十五年として得られる割合とする。)を乗じて得た額の合計額(二十年以上の期間勤続して退職する職員にあつては、当該額に退職手当条例附則第二十三項の割合を乗じて得た額)とする。

- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百五十
- 二 十一年以上二十五年以下の期間については、一年につき百分の百六十五
- 三 二十六年以上三十四年以下の期間については、一年につき百分の百八十
- 四 三十五年については、百分の百五

(加算額)

第二条 加算額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- 一 退職の日において、職員の定年等に関する条例(昭和五十九年三重県条例第十九号)第三条の規定によるその者の定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数(以下「加算額基礎年数」という。)が十年以下である職員 退職日給料月額に加算額基礎年数一年につき百分の三を乗じて得た額
- 二 加算額基礎年数が十一年以上の職員 退職日給料月額に加算額基礎年数から十年を減じた年数一年につき百分の四を乗じて得た額と、退職日給料月額に百分の三十を乗じて得た額との合計額

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第三条 退職した者の基礎在職期間(退職手当条例第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。)中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の

基本額は、第一条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- 一 その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第一条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- 二 退職日給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - イ その者に対する退職手当の基本額が第一条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
 - ロ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成二十四年三月三十一日において、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条の規定により育児休業をしている者又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号）第十五条の規定による産前産後の休暇を取得している者についての第一条の適用に当たっては、同条中「同日」とあるのは「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条の規定による育児休業（以下単に「休業」という。）が終了し職務に復帰した又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号）第十五条の規定による産前産後の休暇（以下単に「休暇」という。）が終了し再び勤務するに至った日（これらの休業又は休暇を引き続いて取得した場合にあつては、当該引き続いた休業若しくは休暇が終了した日のうち最も遅いものの翌日）」とする。

地方独立行政法人三重県立総合医療センターに係る重要な財産を定める
条例をここに公布します。

平成二十三年十二月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第四十七号

地方独立行政法人三重県立総合医療センターに係る重要な財産を定める条例

地方独立行政法人三重県立総合医療センターに係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第四十四条第一項に規定する条例で定める重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供する場合にあつては、適正な見積価額）が七千万円以上の不動産（土地については、一件二万平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

地方独立行政法人三重県立総合医療センターへの職員の引継ぎに関する
条例をここに公布します。

平成二十三年十二月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第四十八号

地方独立行政法人三重県立総合医療センターへの職員の引継ぎに関する条例

地方独立行政法人三重県立総合医療センターに係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十九条第一項に規定する条例で定める県の内部組織は、地方独立行政法人三重県立総合医療センターの設立に伴う関係条例の整備に関する条例（平成二十三年三重県条例第四十九号）第五条の規定による改正前の三重県病院事業条例（昭和四十一年三重県条例第六十号）別表第一に掲げる三重県立総合医療センターとする。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

地方独立行政法人三重県立総合医療センターの設立に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布します。

平成二十三年十二月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第四十九号

地方独立行政法人三重県立総合医療センターの設立に伴う関係条例の整備に関する条例

(職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正)

第一条 職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和二十六年三重県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十五条」の下に「(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。

第二条第一項中「職員(」の下に「県が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(以下この条において「特定地方独立行政法人」という。)の職員を含み、」を、「除く」の下に「。次項において同じ)」を加え、「または」を「(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)」又は「に改め、同項第三号中「外」を「ほか」に改め、「人事委員会」の下に「(特定地方独立行政法人の職員に係るものにあつては、当該特定地方独立行政法人の理事長)」を加え、同条第二項中「人事委員会規則」の下に「(特定地方独立行政法人の職員にあつては、当該特定地方独立行政法人の規程)」を加える。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第二条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和二十六年三重県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十九条第二項及び第四項」の下に「(これらの規定を地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条において同じ。)」を、「規定する職員」の下に「並びに県が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(第六条において「特定地方独立行政法人」という。)の職員」を加える。

第六条中「人事委員会規則」の下に「(特定地方独立行政法人の職員に係るものにあつては、当該特定地方独立行政法人の規程)」を加える。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第三条 職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条第四項中「地方公共団体の職員」の下に「、特定地方独立行政法人の職員等(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(以下この項において「特定地方独立行政法人」という。)の職員及び県が設立する特定地方独立行政法人の役員をいう。以下同じ。)」を加える。

第十三条の二第三項中「地方公共団体の職員」の下に「、特定地方独立行政法人の職

員等」を加える。

第十九条の二第二項中「地方公共団体の職員」の下に「、特定地方独立行政法人の職員等」を加える。

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第四条 公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第十六条第四項中「地方公共団体の職員」の下に「、特定地方独立行政法人の職員等(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(以下この項において「特定地方独立行政法人」という。))の職員及び県が設立する特定地方独立行政法人の役員をいう。以下同じ。)」を加え、「(昭和三十年三重県条例第十一号)」を削る。

第十六条の二第三項中「地方公共団体の職員」の下に「、特定地方独立行政法人の職員等」を加える。

(三重県病院事業条例の一部改正)

第五条 三重県病院事業条例(昭和四十一年三重県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「、駐車場(三重県立総合医療センターの有料駐車場に限る。以下同じ。))を利用した者」を削る。

第十三条第一項第一号中「(駐車場の利用の場合にあつては、その出場の時)」を削り、同条第二項中「(駐車場の使用料を除く。)」を削る。

第十四条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

別表第一中「病床数」を「病床数(床)」に改め、三重県立総合医療センター(四日市市)の項を削る。

別表第二中第十五号の項を削り、第十六号の項を第十五号の項とする。

(企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第六条 企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年三重県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第二項中「地方公共団体の職員」の下に「、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(以下この項において「特定地方独立行政法人」という。))の職員、県が設立する特定地方独立行政法人の役員」を加える。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第七条 職員の分限に関する条例(昭和四十八年三重県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十八条第三項」の下に「(これらの規定を地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を、「規定する職員」の下に「並びに県が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。))の職員」を加える。

第二条各号列記以外の部分中「任命権者」の下に「（特定地方独立行政法人の理事長を含む。以下同じ。）」を加え、同条第一号及び第二号中「定めるもの」の下に「（特定地方独立行政法人にあつては、理事長が定めるもの）」を加える。

第六条第二項中「条例」の下に「（特定地方独立行政法人の職員に係るものにあつては、当該特定地方独立行政法人の規程）」を加える。

第七条中「人事委員会規則」の下に「（特定地方独立行政法人の職員に係るものにあつては、当該特定地方独立行政法人の規程）」を加える。

（職員の定年等に関する条例の一部改正）

第八条 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三重県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十八条の二第二項から第三項まで及び」を「第二十八条の二第一項及び第二項（これらの規定を地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十三條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」、第二十八条の二第三項並びに」に改め、「規定する職員」の下に「並びに県が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（第三条において「特定地方独立行政法人」という。）の職員」を加え、「以下同じ」を「次条、第三条及び第五条において同じ」に改める。

第三条中「歯科医師」の下に「（特定地方独立行政法人の職員である医師及び歯科医師を除く。）」を加える。

第四条第一項中「達した職員」の下に「（市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する職員を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第九条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第一項」の下に「（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十三條第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第二条第二項において同じ。）」を、「職員」の下に「（県が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人」という。）の職員を含む。次条及び第三条第二項において同じ。）」を加える。

第二条第一項中「任命権者」の下に「（特定地方独立行政法人の理事長を含む。第九条第一項において同じ。）」を加え、同項第五号中「人事委員会規則」の下に「（特定地方独立行政法人の職員に係るものにあつては、当該特定地方独立行政法人の規程。次項において同じ。）」を加え、同条第二項第一号中「第二十八条の四第一項」の下に「（地方独立行政法人法第五十三條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同項第三号中「第二十二條第一項」の下に「（地方独立行政法人法第五十三條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同項第五号中「第二十九條各号」を「第二十九條第一項各号（地方独立行政法人法第五十三條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に、「同法第三十五條」を「地方公務員法第三十五條（地方独立行政法人法第五十三條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改める。

第三条第三項中「派遣職員」の下に「（特定地方独立行政法人の職員を除く。第八条において同じ。）」を加える。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第十条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条第二項」の下に「（これらの規定を地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十三条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）」を加え、「第十条第一項及び第二項」を「第十条第一項（地方独立行政法人法第五十三条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）及び第二項（地方独立行政法人法第五十三条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、「第十七条」の下に「（地方独立行政法人法第五十三条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）」を、「第十八条第三項」の下に「（地方独立行政法人法第五十三条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を、「職員」の下に「（県が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人」という。）の職員を含む。次条、第二条の二、第三条、第五条、第六条、第十条、第十一条、第十四条から第十六条までにおいて同じ。）」を加える。

第二条第三号イ(1)中「任命権者」の下に「（特定地方独立行政法人の理事長を含む。第三条、第六条、第十一条及び第十六条において同じ。）」を加え、同号イ(3)中「人事委員会規則」の下に「（特定地方独立行政法人の職員に係るものにあつては、当該特定地方独立行政法人の規程。次条、第三条、第十一条、第十三条及び第三十一条において同じ。）」を加える。

（病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第十一条 病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十年三重県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「地方公共団体の職員」の下に「、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（以下この項において「特定地方独立行政法人」という。）の職員、県が設立する特定地方独立行政法人の役員」を加える。

（職員の再任用に関する条例の一部改正）

第十二条 職員の再任用に関する条例（平成十三年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、同条第二項」を「（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）」、第二十八条の四第二項」に改め、「場合」の下に「並びに地方独立行政法人法第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合」を、「規定する職員」の下に「並びに県が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人」という。）の職員」を、「第二十八条の五第一項」の下に「（これらの規定を地方独立行政法人法第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

第三条中「任命権者」の下に「（特定地方独立行政法人の理事長を含む。）」を加える。

第五条中「人事委員会規則」の下に「（特定地方独立行政法人の職員に係るものにあつては、当該特定地方独立行政法人の規程）」を加える。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第十三条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年三重県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第七条第一項」の下に「（これらの規定を地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十三条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）」を、「規定する職員」の下に「並びに県が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人」という。）の職員」を加える。

第二条第一項中「任命権者」の下に「（特定地方独立行政法人の理事長を含む。次項及び次条において同じ。）」を加える。

第六条第一項中「企業職員」の下に「（特定地方独立行政法人の職員を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第七条中「人事委員会規則」の下に「（特定地方独立行政法人の職員に係るものにあつては、当該特定地方独立行政法人の規程）」を加える。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

森林づくりに関する税検討委員会条例をここに公布します。

平成二十三年十二月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第五十号

森林づくりに関する税検討委員会条例

(設置)

第一条 県内における台風等による災害の発生を踏まえ、県民の安全で安心な暮らしを確保する上で、山地災害の防止、水源の涵養、地球温暖化の防止等森林の公益的機能の果たしている役割は重要であり、その恩恵は広く社会全体が享受していることに鑑み、災害に強い森林づくり、森林環境教育の振興、森林づくりへの県民の参画等を推進する必要があることから、森林づくりに関する税の在り方、使途等について調査審議するため、知事の附属機関として、森林づくりに関する税検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第二条 委員会は、知事の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 森林づくりに関する税の在り方、使途等に関する事項
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(組織)

第三条 委員会は、委員十五人以内で組織する。

- 2 前項の場合において、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満としないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員)

第四条 委員は、学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、この条例の施行の日から起算して一年を経過した日の前日までとする。

(委員長)

第五条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、環境森林部において処理する。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、この条例の施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失う。

三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十三年十二月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第五十一号

三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(三重県職員退職手当支給条例の一部改正)

第一条 三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第五項中「(職員が引き続いて職員以外の地方公務員となつた場合において、当該地方公共団体の退職手当に関する規定において、その者の職員としての勤続期間を当該地方公共団体の公務員としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体の公務員に限る。)」を削る。

(三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和四十八年三重県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則別表中「以後」を「から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、同表に次のように加える。

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	年一・八パーセント
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	年一・九パーセント
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	年二・〇パーセント
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	年二・二パーセント
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	年二・六パーセント
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	年二・九パーセント
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	年三・四パーセント
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	年三・六パーセント
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	年三・九パーセント
平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	年四・〇パーセント
平成三十二年四月一日以後	年四・一パーセント

附 則

この条例中第一条の規定は平成二十四年四月一日から、第二条の規定は公布の日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十三年十二月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第五十二号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年三重県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第二号中「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第二条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第十条の二第二号中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改める。

附 則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十四年四月一日から施行する。

三重県森林整備地域活動支援事業基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十三年十二月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第五十三号

三重県森林整備地域活動支援事業基金条例の一部を改正する条例

三重県森林整備地域活動支援事業基金条例（平成十四年三重県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十一条第四項の規定に基づき認定を受けた森林施業計画の対象となる森林において、当該」を「国から交付される森林整備地域活動支援交付金により、」に、「支援事業に要する経費の財源に充てる」を「支援を行う」に改める。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 基金は、国庫に返納する事由が生じた場合は、第五条の規定にかかわらず、予算の定めるところにより処分することができる。

附 則

この条例中附則を附則第一項とし、附則に一項を加える改正規定は公布の日から、第一条の改正規定は平成二十四年四月一日から施行する。

三重県土地開発基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十三年十二月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第五十四号

三重県土地開発基金条例の一部を改正する条例

三重県土地開発基金条例（昭和四十四年三重県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条ただし書を削り、同条に次の四項を加える。

- 2 必要があるときは、歳入歳出予算の定めるところにより基金に追加して積立てをすることができる。
- 3 前項の規定による積立てが行われたときの基金の額は、積立額相当額が増加するものとする。
- 4 財政上特に必要があるときは、歳入歳出予算の定めるところにより、基金の運用を妨げない限度において、基金の一部を処分することができる。
- 5 前項の規定による処分が行われたときの基金の額は、処分額相当額が減少するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県県税条例及び三重県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十三年十二月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第五十五号

三重県県税条例及び三重県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

(三重県県税条例の一部改正)

第一条 三重県県税条例(昭和二十五年三重県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第十項から第十二項までの規定中「第五十三条第三十五項」を「第五十三条第三十四項」に改める。

第四十八条の二第三項中「第七十二条の四十九の八から第七十二条の四十九の十まで及び第七十二条の十二」を「第七十二条の四十九の十二から第七十二条の四十九の十四まで及び第七十二条の四十九の十六」に改める。

第四十八条の三中「第七十二条の四十九の八第一項ただし書」を「第七十二条の四十九の十二第一項ただし書」に改める。

第四十八条の四第二項中「第七十二条の四十九の八第一項」を「第七十二条の四十九の十二第一項」に改める。

第五十条第一項中「第七十二条の四十九の八第一項」を「第七十二条の四十九の十二第一項」に、「第七十二条の四十九の十第一項」を「第七十二条の四十九の十四第一項」に改める。

第七十八条中「千五百四円」を「八百六十円」に改める。

附則第七条を次のように改める。

第七条 削除

附則第十二条の六の次に次の一条を加える。

(個人の県民税の税率の特例)

第十二条の六の二 平成二十六年から平成三十五年度までの各年度分の個人の県民税に限り、均等割の税率は、第二十六条の規定にかかわらず、同条に規定する額に五百円を加算した額とする。

附則第十二条の七中「第十七条の五第二項」を「第十七条の五第四項」に改める。

附則第十七条の三中「七百十六円」を「四百十一円」に改める。

附則第二十六条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「所在した」を「所在していた」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

- 6 警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在していた農用地(以下この項において「対象区域内農用地」という。)の同日における所有者(農業を営む者に限る。)その他の令で定める者が、当該対象区域内農用地に代わるものと知事が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して三月を経過する日までの間に

行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該対象区域内農用地の面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

附則第二十六条第三項中「法附則第五十一条第三項」を「法附則第五十一条第四項」に、「以下この項及び次項において同じ」を「以下同じ」に、「所在した」を「所在していた」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

- 3 東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となつた農用地（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四条第一項第一号に規定する農用地をいう。以下この項及び第六項において同じ。）であると農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長）が認めるもの（以下この項において「被災農用地」という。）の平成二十三年三月十一日における所有者（農業を営む者に限る。）その他の令で定める者が、当該被災農用地に代わるものと知事が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成三十三年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該被災農用地の面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

（三重県産業廃棄物税条例の一部改正）

第二条 三重県産業廃棄物税条例（平成十三年三重県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

- 4 徴税吏員は、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第十六条に次の一項を加える。

- 6 第一項又は第四項の規定による徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中第四十八条の二第三項、第四十八条の三、第四十八条の四第二項、第五十条第一項及び附則第七条の改正規定並びに第二条の規定 平成二十五年一月一日

二 第一条中第七十八条及び附則第十七条の三の改正規定 平成二十五年四月一日

（県民税に関する経過措置）

- 2 平成二十四年十二月三十一日以前に支払うべき退職手当等（第一条の規定による改正前の三重県県税条例（以下「旧条例」という。）第三十条の二に規定する退職手当等をいう。）に係る旧条例附則第七条第一項に規定する分離課税に係る所得割については、

なお従前の例による。

3 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の三重県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、平成二十三年十二月二日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第十二条の七の規定は、平成二十三年十二月二日から適用する。

（不動産取得税に関する経過措置）

5 新条例附則第二十六条第三項の規定は、平成二十三年三月十一日以後に取得された同項に規定する被災農用地に代わるものと知事が認める農用地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

6 平成二十三年四月二十一日における新条例附則第二十六条第四項に規定する警戒区域設定指示区域（以下この項において「警戒区域設定指示区域」という。）であつて同年三月十二日において法附則第五十五条の二第一項第二号に掲げる指示（避難のための立退きに係るものに限る。）の対象区域であつた区域は、新条例附則第二十六条第六項の規定の適用については、同年三月十一日から警戒区域設定指示区域であつたものとみなす。この場合において、同項中「警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る」とあるのは「平成二十三年三月十一日において」と、「同日から当該」とあるのは「同日から当該警戒区域設定指示区域に係る」とする。

（県たばこ税に関する経過措置）

7 平成二十五年四月一日前に課した、又は課すべきであつた県たばこ税については、なお従前の例による。

（三重県県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

8 三重県県税条例の一部を改正する条例（平成二十三年三重県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「（次項において「新条例」という。）」を削る。

附則第三項中「新条例附則第二十六条第三項に」を「三重県県税条例附則第二十六条第四項に」に、「新条例附則第二十六条第三項及び第四項」を「同条例附則第二十六条第四項及び第五項」に、「新条例附則第二十六条第三項中」を「同条例附則第二十六条第四項中」に、「法附則第五十一条第三項」を「法附則第五十一条第四項」に、「以下の項及び次項において同じ」を「以下同じ」に、「新条例附則第二十六条第四項中」を「同条例附則第二十六条第五項中」に改める。

三重県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布
します。

平成二十三年十二月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第五十六号

三重県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

三重県介護保険財政安定化基金条例（平成十二年三重県条例第七号）の一部を次のよう
に改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出
し及び二項を加える。

（処分の特例）

- 2 基金は、平成二十四年度に限り、第七条の規定にかかわらず、法附則第十条第一項の
規定に基づき、予算の定めるところにより処分することができる。
- 3 前項の場合において、その処分した額に相当する金額の取扱いについては、法附則第
十条第二項、第三項及び第五項に定めるところによる。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

三重県医師修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十三年十二月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第五十七号

三重県医師修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例

三重県医師修学資金返還免除に関する条例（平成十六年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「へき地医療機関等」の下に「（以下「へき地医療機関等」という。）」「を、「救急病院」という。）」の下に「若しくは規則で定める救急医療機関等（以下「救急医療機関等」という。）」を加え、同条第二項第三号中「従事者」の下に「又は救急医療機関等従事者」を加え、同条第三項第二号中「従事者」の下に「又は救急医療機関等従事者」を、「ため救急病院」の下に「又は救急医療機関等」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十三年十二月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第五十八号

三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年三重県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第五号中「前各号」の下に「又は次号」を加える。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十三年十二月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第五十九号

公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(公立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 公立学校職員の退職手当に関する条例(昭和三十年三重県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第五項中「(職員が引き続いて職員以外の地方公務員となつた場合において、当該地方公共団体の退職手当に関する規定において、その者の職員としての勤続期間を当該地方公共団体の公務員としての勤続期間に通算することと定めていない地方公共団体の公務員を除く。)」を削る。

(公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年三重県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

附則別表中「以後」を「から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、同表に次のように加える。

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	年一・八パーセント
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	年一・九パーセント
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	年二・〇パーセント
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	年二・二パーセント
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	年二・六パーセント
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	年二・九パーセント
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	年三・四パーセント
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	年三・六パーセント
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	年三・九パーセント
平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	年四・〇パーセント
平成三十二年四月一日以後	年四・一パーセント

附 則

この条例中第一条の規定は平成二十四年四月一日から、第二条の規定は公布の日から施行する。

三重県立特別支援学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十三年十二月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第六十号

三重県立特別支援学校条例の一部を改正する条例

三重県立特別支援学校条例（昭和三十九年三重県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表に次のように加える。

三重県立くわな特別支援学校	小学部、中学部 及び高等部	桑名市
---------------	------------------	-----

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日において、三重県立特別支援学校西日野にじ学園に在学している者で桑名市、桑名郡木曾岬町、いなべ市又は員弁郡東員町の区域内に住所を有するものは、この条例の施行の日に三重県立くわな特別支援学校に在学しているものとする。

（準備行為）

- 3 この条例に基づき設置される学校への入学に係る必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十三年十二月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第六十一号

企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年三重県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の三第一号中「第三号」を「次号」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

附 則

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 平成二十四年四月一日前から引き続きこの条例による改正前の企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第四条の三第二号の規定に該当する職員（同号の規定により同年三月に係る住居手当を支給される職員（当該職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員を含む。）に限る。）については、同条の規定は、同日から平成二十七年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

三重県病院事業庁助産師及び看護師修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十三年十二月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第六十二号

三重県病院事業庁助産師及び看護師修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例

三重県病院事業庁助産師及び看護師修学資金返還免除に関する条例（平成十八年三重県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「県立病院」を「三重県病院事業条例（昭和四十一年三重県条例第六十号。以下「条例」という。）第二条第二項に規定する病院（三重県立志摩病院を除く。以下「県立病院」という。）」に改める。

第二条第一項中「管理者」を「条例第四条第一項に規定する管理者（以下「管理者」という。）」に改め、同項第一号及び第二号中「県立病院」を「三重県病院事業庁」に改め、「引き続き」の下に「県立病院において」を加え、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「県立病院」を「三重県病院事業庁」に改め、「引き続き」の下に「県立病院において」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第二十一条第二号」を「第二十一条第三号」に、「県立病院」を「三重県病院事業庁」に改め、「引き続き」の下に「県立病院において」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第二十一条第一号」を「第二十一条第二号」に改め、「学校」の下に「（高等学校及び当該高等学校の専攻科を除く。）」を加え、「県立病院」を「三重県病院事業庁」に改め、「引き続き」の下に「県立病院において」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 法第二十一条第一号に規定する大学を卒業した日から一年を経過する日までに看護師の免許を受け、直ちに三重県病院事業庁に採用され、引き続き県立病院において必要勤務期間在職したとき。

第二条第二項中「第五号」を「第六号」に改め、同条第三項中「県立病院に採用された」を「三重県病院事業庁に採用された」に改め、同条第四項中「第五号」を「第六号」に改める。

第三条中「死亡し、又は心身の故障のため」を「死亡、疾病、災害その他やむを得ない事由により」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第三条の改正規定及び次項から附則第五項までの規定は、公布の日から施行する。

（返還の一部免除）

2 三重県病院事業条例（昭和四十一年三重県条例第六十号）第四条第一項に規定する管理者（次項及び附則第五項において「管理者」という。）は、平成二十四年三月三十一日において現に三重県病院事業条例第二条第二項に規定する病院（次項に

- において「県立病院」という。）、三重県立草の実リハビリテーションセンター条例（昭和三十九年三重県条例第二十七号）第一条に規定する三重県立草の実リハビリテーションセンター（次項及び附則第四項において「三重県立草の実リハビリテーションセンター」という。）又は三重県立小児心療センターあすなる学園条例（昭和六十年三重県条例第二号）第一条に規定する三重県立小児心療センターあすなる学園（次項及び附則第四項において「三重県立小児心療センターあすなる学園」という。）に在職している修学資金の貸与を受けた者（附則第五項において「修学生」という。）の修学資金について、同日における当該修学生のこの条例による改正前の三重県病院事業庁助産師及び看護師修学資金返還免除に関する条例（次項において「旧条例」という。）第二条第四項の規定による在職期間（以下「在職期間」という。）に応じ、返還の一部を免除するものとする。
- 3 前項の規定により管理者が修学資金の返還の一部を免除する額は、県立病院、三重県立草の実リハビリテーションセンター又は三重県立小児心療センターあすなる学園における在職期間（一月に満たない期間があるときは、その期間を一月と算定した期間）を旧条例第二条第二項に規定する必要勤務期間（次項において「必要勤務期間」という。）で除して得た数値を、修学資金の貸与額に乗じて得た額とする。
- 4 附則第二項の規定により修学資金から返還の一部を免除された額を除いた額については、三重県立こころの医療センター、三重県立一志病院、三重県立草の実リハビリテーションセンター若しくは三重県立小児心療センターあすなる学園（以下この項において「県立病院等」という。）又は県立病院等を除いた県の機関において、必要勤務期間から在職期間を減じた期間在職したときに免除するものとする。
- 5 前三項の規定による在職期間を計算する場合においては、修学生が管理者が定めるやむを得ない事由により業務に従事することができなかつた期間は、算入しないものとする。

病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十三年十二月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第六十三号

病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十年三重県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「第三号」を「次号」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

附 則

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 平成二十四年四月一日前から引き続きこの条例による改正前の病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第七条第二号の規定に該当する職員(同号の規定により同年三月に係る住居手当を支給される職員(当該職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員を含む。)に限る。)については、同条の規定は、同日から平成二十七年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書室
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
